

長与町図書館システム導入業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、図書館システム導入業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定するため、プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

Ⅰ 業務概要

(1) 業務名

長与町図書館システム導入業務委託

(2) 業務の目的

長与町図書館が令和9年4月に移転開館するにあたり、住民の利便性向上及び業務効率化を図るため、図書館システムの導入（更新）を行う。

(3) 履行期間

本プロポーザルに係る業務は、次のとおり区分して実施するものとする。

ア 図書館システム導入業務委託

契約締結日から令和9年2月28日まで

なお、図書館システム導入業務委託については、基幹部分及び後段導入拡張機能の2段階に分けて実施するものとし、導入完了期限、利用開始又は公開開始月その他の詳細については、次の表のとおりとし、各区分の導入完了期限には完了検査を含むものとする。

また、本業務は図書館システム導入業務委託として実施するものであるが、その内容に町に帰属する機器の買入れを含み、当該機器の取得予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年長与町条例第12号）第3条に規定する額を超えるため、受託候補者選定後に仮契約を締結し、長与町議会の議決後に本契約とする。

区分	対象	導入完了期限	利用開始又は公開開始月
基幹部分	書誌・所蔵管理、資料受入れ、利用者管理、貸出・返却・予約・督促の基本管理、統計、データ移行、基幹部分に必要な機器設置・設定、基幹部分に係る操作研修	令和8年10月31日	令和8年11月
後段導入拡張機能	TOOLi及びTRC-DLとの連携、LINE連携、座席予約システムの構築又は連携、公民館等施設に設置する端末及びその関連機能、図書館ホームページ本体、利用者向け公開系機能、当該部分に必要な操作研修	令和9年2月28日	令和9年3月

イ 図書館システム利用料及び保守業務委託

令和8年11月から起算して60か月間

図書館システム利用料及び保守業務委託契約については、図書館システム導入業務委託の受託候補者として選定された者と、関係法令及び本町の条例等に基づき、随意契約を締結する予定である。

(4) 業務内容

図書館システムの機能をより充実させ、住民の利便性向上及び業務効率化を図る。詳細は、別紙「長与町図書館システム導入業務委託基本仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。

なお、本業務は、開館準備期間中に新システムによる資料受入れ等の作業を円滑に行うため、基

幹部分を先行して利用開始し、その後、後段導入拡張機能を段階的に導入するものとする。

(5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

本プロポーザルにおける提案上限額は、次のとおりとする。

ア 図書館システム導入業務委託に係る提案上限額 63,284,000円

イ 図書館システム利用料及び保守業務委託に係る提案上限額 37,646,000円

ウ 総額の提案上限額 100,930,000円

うち、令和8年度分の額は、66,452,000円とする。

参加者は、ア、イ及びウの各提案上限額を超えない範囲で見積を行うこと。

なお、アの提案上限額には、少なくとも次に掲げる費用を含むものとする。

(あ) システム構築費

(い) 機器購入費及び設置設定費

(う) データ移行費

(え) 後段導入拡張機能に係る構築費

(お) ホームページ構築費

(か) 操作研修費

(き) その他図書館システム導入業務委託の履行に必要な一切の費用

また、イの提案上限額には、少なくとも次に掲げる費用を含むものとする。

(く) 基幹部分に係るシステム利用料及び運用保守費

(け) 後段導入拡張機能に係るシステム利用料及び運用保守費

(こ) 図書館ホームページ公開後のシステム利用料又は運用保守費

(さ) その他図書館システム利用料及び保守業務委託の履行に必要な一切の費用

システム利用料及び運用保守費については、各機能、機器又はサービスの利用開始日又は公開開始日から契約期間満了日までに見積費用を見込むものとする。

なお、導入時期又は公開開始時期が異なる機能等に係るシステム利用料及び運用保守費については、発生時期が分かれる場合があるため、見積内訳書においてその発生時期及び算定期間が分かるように示すこと。

参加者は、見積書及び見積内訳書において、ア、イ及びウの各金額との関係が分かるように記載すること。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本町から、指名停止措置を受けていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

(6) 過去5年以内に自治体における図書館システムの導入又は更新の実績を有し、自治体における図書館システムの運用実績を有する者であること。

(7) 情報セキュリティの観点から本プロポーザルに参加する者は「ISMS (IS027001)」の資格を

有すること。

3 プロポーザル日程

公募開始から委託先選定までのスケジュールは、以下のとおりとする。

実施内容	日時
公告日	令和8年4月16日(木)
質問書の受付期限	令和8年4月22日(水)午後5時
質問への回答	令和8年4月27日(月)
参加申込書の提出期限	令和8年5月1日(金)午後5時
企画提案書及び見積書の提出期限	令和8年5月18日(月)午後5時
プレゼンテーション	令和8年5月26日(火)
選定結果通知	令和8年5月下旬
仮契約締結	令和8年6月上旬
長与町議会議決後、本契約	令和8年6月

※災害その他の理由によりやむを得ず、上記日程を変更する場合がある。

4 担当部署

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

教育委員会 生涯学習課 社会教育班

電話：095-801-5682

E-mail：n-shogai659-1@nagayo.jp

5 提出書類等

(1) 質問書の受付

質疑がある場合は、「質問書(様式5)」により、電子メールにて提出すること。

① 質問の受付期限

令和8年4月22日(水)午後5時

② 提出場所・方法

電子メール(n-shogai659-1@nagayo.jp)にて提出すること。なお、件名は「長与町図書館システム導入業務委託質問書」とすること。

③ 質問への回答

令和8年4月27日(月)までに、長与町公式ホームページ上に公開するとともに、質問者へ電子メールにて回答する。

(2) 参加申込書等の提出

このプロポーザルに参加を希望する場合は、参加申込書等を担当部署まで持参または郵送すること。

① 提出書類(各1部ずつ提出)

ア 参加申込書(様式1)

イ 事業者概要書(様式2)

ウ 業務実績調書(様式3)

エ 誓約書(様式4)

オ 法人登記簿謄本(写し可。申込日前3カ月以内に発行されたもの。)

カ 納税証明書(本店所在地の法人税、事業税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税、固定資産税の納税証明書。申込日前3カ月以内に発行されたもの)

キ 直前1事業年度分の財務諸表類（写し可。貸借対照表及び損益計算書）

② 提出部数

各1部提出すること。

③ 提出期限

令和8年5月1日（金）午後5時（必着）

④ 受付時間

土日及び祝祭日を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時

⑤ 提出場所

「4 担当部署」に記されている場所とする。

⑥ 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(3) 企画提案書等の提出

プロポーザルを実施するにあたり企画提案書等を提出すること。原則、仕様書及び「6 企画提案書等の作成及び注意事項等」の内容に沿って、企画提案書を作成すること。なお、提案は1者1案とする。

① 提出書類

ア 企画提案書（様式任意）

イ 機能要件一覧（指定様式）

ウ 見積書及び見積内訳書（様式任意）

履行期間内に本業務を実施するための費用を、提案上限額の範囲内で作成すること。金額は消費税及び地方消費税を含む額とすること。

見積内訳書には、少なくとも次の区分を明記すること。

(1) システム構築費

(2) 機器購入費及び設置設定費

(3) データ移行費

(4) 基幹部分に係るシステム利用料

(5) 基幹部分に係る運用保守費

(6) 後段導入拡張機能に係る構築費

(7) 後段導入拡張機能に係る利用料

(8) 後段導入拡張機能に係る運用保守費

(9) ホームページ構築費

(10) ホームページに係るシステム利用料又は運用保守費（該当がある場合）

(11) 操作研修費

(12) その他必要経費

また、基幹部分、後段導入拡張機能及び図書館ホームページごとに、導入完了期限、利用開始日又は公開開始日との関係が分かるよう記載すること。

なお、図書館ホームページは後段導入拡張機能の一部として導入するものであるが、見積内訳書においては費用の内容が明確となるよう別区分として記載すること。

加えて、導入時期又は公開開始時期が異なる機能、機器又はサービスに係るシステム利用料及び運用保守費については、発生時期が分かれる場合があるため、当該発生時期及び算定期間が分かるよう記載すること。

② 提出部数

正本1部、副本6部

「イ 機能要件一覧」については電子メール（n-shogai659-1@nagayo.jp）でもExcelデータを提出すること。

※副本には、企業名（略称を含む。）、住所、社章等の企業名が分かる記載をしないこと。

③ 提出期限

令和8年5月18日（月）午後5時（必着）

④ 受付時間

土日及び祝祭日を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時

⑤ 提出場所

「4 担当部署」に記されている場所とする。

⑥ 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

⑦ その他

提出された企画提案書及び見積書等の内容について、必要に応じて補足資料や説明を求める場合があるので、決められた期限までに回答すること。

6 企画提案書等の作成及び注意事項等

企画提案書について書式は任意とするがA4を基本とする。ただし、A3サイズを折り込みA4サイズとすることも可。加えて、内容を分かりやすくするために、写真、絵、図表などを適宜使用して差し支えない。また、ページ数については表紙を含め上限50ページとし、下限は指定しない。

なお、企画提案書は、「長与町図書館システム導入業務委託プロポーザル評価基準」の評価項目に沿った内容とし、少なくとも次の事項を記載すること。

- (1) 基幹部分の導入計画及び令和8年11月利用開始に向けたスケジュール
- (2) 後段導入拡張機能の導入方法及び稼働開始までの工程
- (3) LINE連携及び座席予約システムの構築又は連携に関する提案内容
- (4) 公民館等施設に設置する端末及び関連機能の構成
- (5) ホームページの構築方針、臨時ページの公開方法及び正式公開までの工程
- (6) ホームページに関する利用者向け公開機能の表示、非表示又は停止の切替え対応可否及び対応方法
- (7) バーコード読み取り方式を前提とした資料管理、貸出・返却、蔵書点検等の運用方法
- (8) ICタグ及びICゲートを用いた提案は本業務の対象外とし、バーコード読み取り式を基本としたうえで、ICタグ及びICゲートを用いずに業務効率化又は利用者利便性向上に資する提案がある場合は、その内容、実現方法、想定効果、追加費用の有無及び既存運用への影響

7 参加資格要件の審査

参加資格については、参加申込書等の提出書類に基づき審査の上、資格の有無を通知する。

8 非該当理由に関する事項

参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件に該当しなかった者に対しては、その理由を企画提案書の提出期限の3日前までに書面により通知する。

9 辞退届

本プロポーザルを辞退しようとする参加申込者は、企画提案書等の提出期限の前日の午後5時までに「辞退届（様式6）」を電子メールで送信または持参すること。

10 選定方法

提案内容が一定の水準に達していると認められる者のうち、導入コスト及び運用コストやサービ

スの内容等を考慮して、総合的に審査を行い、本業務に適した1者を選定する。

- (1) 事業者の選定は、プレゼンテーション、企画提案書及び見積書により評価を行う。
- (2) プレゼンテーションの実施日時及び場所は、次のとおりとする。

項目	内容
期日	令和8年5月26日(火)
時間	参加者へ個別に連絡する
場所	長与町役場本庁舎 3階第1会議室
所要時間等	プレゼンテーション30分間、選定委員による質疑約20分間。提出した企画提案書をパワーポイント等で説明する場合は、ディスプレイ及びHDMIケーブルは町が準備し、パソコン等は参加者が持参すること。

- (3) 長与町職員等で構成する選定委員会において、プレゼンテーション、企画提案書及び見積書により別に定める評価基準に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。
- (4) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (5) 優先交渉権者及び次点者としてなり得るのは各選定委員の平均評価点数が600点以上(1000点満点)である者とする。
- (6) 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により選定する。
- (7) 選定結果は、すべての応募者に令和8年5月下旬頃に書面で通知するとともに、町ホームページで公表する。

1.1 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した参加申込者は失格とし、当該参加申込者を契約候補者として選定しない。また、失格事項に該当したことが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該参加申込者の順位を無効とし、次順位以降の参加申込者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) プロポーザルへの参加に関する提出書類(以下、「提案書等」という)の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- (2) 企画提案に参加する資格要件を欠く場合
- (3) 見積価格が、1(5)に定めるア、イ及びウの提案上限額を超える場合
- (4) 提案書等が不足する場合
- (5) 提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 仕様書に定める重要な条件に明らかに適合しない場合
- (7) 書類の提出、報告等、町が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- (8) その他実施要領の規定に違反した場合
- (9) 談合その他不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続きを妨害する行為等と町が判断した場合

1.2 契約締結

- (1) 選定した優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 優先交渉権者と契約締結の交渉が決裂した場合は、次点の企画提案者と契約締結の交渉を行う。

(3) 本プロポーザルに基づき締結する契約及び業務期間は、次のとおりとする。

① 図書館システム導入業務委託契約

契約期間は、契約締結日から令和9年2月28日までとする。

なお、本契約に基づく導入業務は、基幹部分及び後段導入拡張機能の2段階に分けて実施するものとし、各区分の導入完了期限、利用開始又は公開開始月は、次のとおりとする。

(ア) 基幹部分

導入完了期限 令和8年10月31日

利用開始月 令和8年11月

(イ) 後段導入拡張機能

導入完了期限 令和9年2月28日

利用開始又は公開開始月 令和9年3月

② 図書館システム利用料及び保守業務委託契約

契約期間は、令和8年11月から起算して60か月間とする。

③ システム利用料及び運用保守費の取扱い

システム利用料及び運用保守費は、各機能、機器又はサービスの利用開始日又は公開開始日から契約期間満了日までを対象とする。

なお、導入時期又は公開開始時期が異なる機能等に係る利用料及び運用保守費については、発生時期が分かれる場合があるため、見積内訳書においてその発生時期及び算定期間が分かるように示すこと。

④ 契約の締結方法

図書館システム利用料及び保守業務委託契約については、図書館システム導入業務委託の受託候補者として選定された者と、関係法令及び本町の条例等に基づき、随意契約を締結する予定である。

(4) 本業務に係る導入業務委託契約は、委託契約として締結するものとする。ただし、本契約には町に帰属する機器の買入れを含み、当該機器の取得予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年長与町条例第12号）第3条に規定する額を超えるため、優先交渉権者決定後、当該優先交渉権者との間で仮契約を締結し、長与町議会の議決後に本契約とする。

(5) 優先交渉権者決定後、本契約となるまでの間において、当該優先交渉権者が本実施要領に定める参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除し、若しくは本契約を締結しないことがある。

(6) 前項の場合又は長与町議会の議決に至らなかった場合において、町は当該優先交渉権者に対して一切の損害賠償の責を負わないものとする。

13 留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加申込者の負担とする。

(2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選定委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。

(3) 公平で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問合せには一切応じられない。

(4) 企画提案書等の提出された書類等は返却しない。

(5) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

(6) 参加申込書の提出者が1者であった場合であっても、参加資格を有する業者であれば、プロポーザルを実施する。

(7) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。